

新潟市秋葉区新津健康センター・
新潟市新津育ちの森
指定管理者 募集要項

令和3年8月



新 潟 市

秋葉区健康福祉課

目 次

第1	公募の概要	
1	施設の概要	1
2	指定管理者の指定期間	1
3	応募資格・制限	1
4	公募のスケジュール	3
5	公募の手続き	3
第2	指定管理者の業務	
1	指定管理者の業務の範囲	5
2	使用料の徴収事務	6
3	自主事業として行うことの可能な業務	6
第3	指定管理料（委託料）の取扱い	
1	指定管理料	6
2	経費の支払い	6
3	管理口座	6
4	市が支払う経費に含まれるもの	6
5	指定管理業務会計の収入として見込まれるもの	6
第4	自主事業の取扱い	
第5	提出書類	
1	指定申請書	7
2	事業計画書	7
3	共通事項	7
第6	候補者の選定	
1	選定方法	8
2	評価項目	8
3	実績評価の次期選定への反映	8
第7	協定書の締結	
1	基本的な考え方	8
2	協定内容	8
第8	モニタリング及び事業評価に関する事項	
1	事業報告書の提出	10
2	利用者アンケートの実施	10
3	自主的な運営改善	10
4	自己評価の実施	10
5	新潟市が行うモニタリングに関する事項（目標管理型評価書等）	10
第9	その他	
1	業務の継続が困難となった場合等の措置	11
2	賠償責任と保険加入	11
3	災害発生時の対応	11
4	遵守すべき関係法令等	11
5	業務の引き継ぎについて	12

6	再委託先の労働条件の把握	12
7	注意事項	12
第10	問合せ・提出先	
第11	資料等	

第1 公募の概要

新潟市新津健康センターは、市民の健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的とした施設。また、新潟市新津育ちの森は、子育てを行う市民の交流の促進、子育て相談や子育てについての情報提供を行うとともに、地域の保育ニーズに応じて関係機関との連携を図り、地域全体で子育てを支援する基盤の形成を推進することを目的とした施設。

施設の設置目的をより効果的・効率的に達成するため、指定管理者を公募し、管理運営について有意義な提案を募集する

1 施設の概要

- (1) 名称 新潟市秋葉区新津健康センター・新潟市新津育ちの森
- (2) 所在地 新潟市秋葉区程島 1979 番地 4
- (3) 構造 鉄筋コンクリート造 3 階建
- (4) 敷地面積 5,391 m²
- (5) 延床面積 3,626 m² (内 育ちの森 370 m²)
- (6) 施設内容

【1階】

新津健康センター

事務室、機械室、洗濯室、発電機室、倉庫、休憩、湯沸、更衣室
※機能訓練室、倉庫、母子保健室、計測室、診察室、相談室、集団指導室、健康相談室は貸室不可。市実施事業でのみ使用

新津育ちの森

あそびの広場、保育ルーム

【2階】

新津健康センター

入浴施設：浴室・更衣室（男女別）
はつらつホール、和室、倉庫、湯沸室、お茶の間

【3階】

新津健康センター

会議室、健康学習室、栄養指導室、準備室、倉庫、湯沸室

- (7) 駐車場 約 80 台

2 指定管理者の指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

3 応募資格・制限

- (1) 応募資格（下記の①及び②いずれにも該当すること）

- ①新潟市秋葉区新津健康センター及び新潟市新津育ちの森の設置目的を十分理解し、施設の業務を行うことができる法人、その他の団体（以下「団体」という）。法人格は必須ではない。個人は不可
- ②新潟市内に本社、支社、営業所等の事業所を有する法人又は事務所等を有

する団体

(2) 応募の制限

次に該当する団体は、応募することができない

- ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により、新潟市の一般競争入札等の参加を制限されているもの
- ②地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定により過去に本市又は他の地方公共団体から指定を取り消されてから 5 年を経過しないもの
- ③最近 1 年間の国・新潟県・新潟市に納めるべき税金等を滞納しているもの
- ④本業務を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有しないもの
- ⑤指定管理者申請者評価会議の委員が、当該団体の役員等をしているもの
- ⑥地方自治法第 92 条の 2（議員の兼業禁止）、第 142 条（長の兼業禁止）、第 166 条（副市長の兼業禁止）、第 180 条の 5（委員会の委員及び委員の兼業禁止）の規定に該当するもの
- ⑦団体及びその役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ）が、暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成 24 年新潟市条例第 61 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第 3 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるもの
- ⑧暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
- ⑨役員等が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの
- ⑩役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
- ⑪役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの

(3) グループ（共同事業体）での応募について

- ①グループで応募する場合は、グループを代表する法人等（以下「代表団体」という。）を定めること。
- ②グループを構成する法人等（以下「構成団体」という。）は、単独で応募することはできない
- ③複数のグループにおいて、同時に構成団体となることはできない
- ④代表団体及び構成団体の変更は、原則として認めない
- ⑤本市及び利用者等に対する責任については、グループの全ての参加団体が負う

4 公募のスケジュール

項目	時期（令和3年）	備考
募集要項の公表	8月13日（金）	市ホームページ掲載
現地説明会の申込受付	8月17日（火）～ 8月27日（金）午後5時必着	電子メールによる 申込
現地説明会の開催	8月30日（月）午後2時	会場： 新津健康センター
質問の受付	8月31日（火）～ 9月6日（月）午後5時必着	電子メールによる 提出
質問への回答	9月13日（月）	市ホームページ掲載
指定申請書の受付	9月15日（水）～ 9月22日（水）午後5時必着	窓口への持参、郵送
事業計画書の受付	9月27日（月）～ 10月1日（金）午後5時必着	窓口への持参、郵送
評価会議の開催 （公開プレゼンテーション 、質疑応答、評価）	10月21日（木） ※詳細は、後日応募団体に連絡	
選定結果の通知および公表	指定管理者候補として選定後 に通知、公表	
指定管理者の指定	令和3年12月議会	
指定管理者との協議	令和4年1月～	
指定管理業務の開始	令和4年4月1日（金）	

5 公募の手続き

（1）募集要項等の公表

本施設の指定管理者の募集については、市ホームページに掲載し、周知する

なお、募集要項等は市ホームページ（<http://www.city.niigata.lg.jp/>）からのダウンロードによる配布のみとし、冊子による配布は行わない

（2）現地説明会の開催

- 開催日時：令和3年8月30日（月）午後2時から
- 会場：新津健康センター
- 参加人数：応募を希望する法人等1団体（グループ）につき2名以内
- 申込期間：令和3年8月17日（火）～8月27日（金）午後5時まで
- 申込方法：現地説明会参加申込書（様式11）により、電子メールで秋葉区健康福祉課にお申し込みください。件名は「健康センター・育ちの森現地説明会参加申込書」とすること
- 当日資料：市ホームページに掲載する募集要項等の一式を各自ダウンロード

の上、印刷し、持参すること

- その他：現地説明会への参加が、応募の条件となりますので、応募を予定されている団体は、必ず本説明会に参加すること。ただし、グループ（共同事業体で）応募しようとする場合、構成団体のうち少なくとも1団体が説明会に参加していれば、応募することができる

（3）質問の受付

質問の受付は、現地説明会に参加した者に限る

- 受付期間：令和3年8月31日（火）～9月6日（月）午後5時まで
- 受付方法：質問書（様式12）により、電子メールで秋葉区健康福祉課にお申し込みください。件名は「健康センター・育ちの森指定管理者 募集質問書」とすること

（4）質問の回答

令和3年9月13日（月）に回答を市ホームページに掲載します。

なお、質問に対する回答は、本要領、仕様書等に追加または修正したもののみならず

（5）指定申請書の受付

- 受付期間：令和3年9月15日（水）～9月22日（水）午後5時まで
- 提出方法：窓口への持参、郵送のいずれかで提出すること
- 提出先：
- 提出書類：別表1「提出書類一覧」のとおり

（6）事業計画書の受付

- 受付期間：令和3年9月27日（月）～10月1日（金）午後5時まで
- 提出方法：窓口への持参、郵送のいずれかで提出すること
- 提出先：
- 提出書類：別表1「提出書類一覧」のとおり

（7）評価会議の開催

- 日時：令和3年10月21日（木）
- 開催内容：①申請者によるプレゼンテーション、質疑応答（共に原則公開）
②評価委員による意見交換及び評価項目に対する採点（非公開）
- 注意事項：
 - ・開催日時及び開催場所は詳細が決まり次第、申請書類を提出した応募者に連絡する
 - ・プレゼンテーション、質疑応答は原則公開で行う。応募者は、事業提案など公開できる内容を判断し、提出した公開プレゼンテーション用の資料のみを使用すること。なお、申し出た内容により非公開とする場合もある。非公開を希望する場合は、指定申請書提出時までに任意の書面により申し出ること。
 - ・プレゼンテーションではプロジェクター、スクリーンを使用することができる。スクリーンは本市が用意しますが、それ以外の必要機器等は各応募者で持参すること。機器の設置は5分以内とし、プレゼンテーションの時間には含まない。ただし、5

分を超過した場合、超過した時間はプレゼンテーションの時間に含む。機器の不具合・故障等による時間の延長及びやり直しは認めない

- ・プレゼンテーションを行う者は応募者（グループ）の構成員に限る
- ・応募者（グループ）の構成員が、プレゼンテーション、質疑応答を膨張することはできない

(8) 選定結果の通知及び公表

選定結果は、申請書類を提出した応募者に対して速やかに通知します。

なお、グループ（共同事業体）で応募した場合は、選定結果を代表団体宛に通知する

また、選定の経過及び結果は、指定管理者候補者として選定した後、市ホームページへの掲載等により公表する

(9) 指定管理者の指定

議会の議決を経て、選定した候補者を次期の指定管理者に指定する

(10) 指定管理者との協議

本市と次期指定管理候補者との間で協定締結のための協議を行う

(11) 業務の引継ぎ等

指定管理者は、令和4年4月1日から業務を支障なく行うための準備を行う。また、現指定管理者と業務の引継ぎを行う。（第9-5「業務引継ぎ」参照）

(12) 指定管理業務開始

本市と指定管理者との間で協定を締結し、令和4年4月1日から指定管理業務を開始する

第2 指定管理者の業務

指定管理者は、新潟市地域保健福祉センター条例第17条及び新潟市新津育ちの森条例第7条の3に定める業務を行うこと。

詳細は、「新潟市秋葉区新津健康センター・新潟市新津育ちの森指定管理者業務仕様書」を参照

1 指定管理者の業務の範囲

(1) 新津健康センター

- 利用の許可に関する業務
- 使用料の納付期日の決定及び免除に関する業務
- 条例第12条の規定による退去等の命令に関する業務
- 施設及び設備の維持管理に関する業務
- その他本施設の管理上、市長が必要と認める業務

(2) 新津育ちの森

- 条例第2条に規定する事業の実施に関する業務
- 利用の許可に関する業務

- 条例第6条の規定による利用の停止の命令に関する業務
- 原状回復に関する業務
- 施設等の維持管理に関する業務
- その他本施設の管理上、市長が必要と認める業務

2 使用料の徴収事務

新津健康センター及び新津育ちの森の使用料は、本市の歳入として、地方自治法施行令第158条に基づき徴収委託を受けた指定管理者が利用者から徴収し、本市へ納付すること

3 自主事業として行うことの可能な業務

指定管理者は、施設の設置目的に合致し、かつ管理運營業務の実施を妨げない範囲において、指定管理者の責任と費用負担により自主事業を実施することができる

第3 指定管理料（委託料）の取扱い

1 指定管理料

(1) 新津健康センター

指定期間の各年度における上限額は 23、300 千円（消費税及び地方消費税を含む）とする

(2) 新津育ちの森

指定期間の各年度における上限額は 20、000 千円（消費税及び地方消費税を含む）とする

2 経費の支払い

会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに支払う

なお、支払い時期や方法は協定で定める

3 管理口座

管理運営の経理事務を行うにあたり、団体自体の会計とは明確に区分し、別の口座で管理すること。また、年度ごとに収支その他経理に関する記録等を整備すること

4 市が支払う経費に含まれるもの

- 人件費（退職給与引当金含む）
- 管理費
- 事務費

5 指定管理業務会計の収入として見込まれるもの

- 指定管理料
- 指定管理者の自主事業実施に伴う収入

○指定管理者独自の申請による補助金・助成金・その他外部資金

※指定管理料以外は必須ではなく、指定管理料削減のために充当する場合に計上

第4 自主事業の取扱い

指定管理者は、指定管理業務の範囲外で指定管理者の責任の及び費用負担で本施設を活用し、自主事業を実施することができる。

自主事業に係る収支は指定管理者に帰属するため、指定管理業務とは経理を分けて管理し、事業実施及び収支結果は、市へ報告すること。

なお、自動販売機の設置については、利益の一部を本施設の運営に充て、指定管理料を削減する提案を行う場合に限り、自主事業として設置することができる。様式10「自主事業会計からの充当額」に欄に具体的な削減額を示すこと。

また、その場合、新潟市財産条例に基づき行政財産使用許可を市に求め、使用料と光熱水費実費も市へ納入すること。

第5 提出書類

1 指定申請書

○受付期間：令和3年9月15日（水）～9月22日（水）午後5時必着

○提出書類：別表1「提出書類一覧」のとおり

○提出方法：第1-6-(5)のとおり

2 事業計画書

○受付期間：令和3年9月27日（月）～10月1日（金）午後5時必着

○提出書類：別表1「提出書類一覧」のとおり

○提出方法：第1-6-(6)のとおり

3 共通事項

(1) 提出上の注意事項

提出書類は、Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft PowerPointのいずれかで作成し、Windows版で操作が出来るようファイル名に適切な拡張子を付けること。証明書の写しなどは、電子データ（PDFファイル）化すること

(2) 提出書類のサイズと体裁

提出書類は、A4版で縦型・横書きを基本とする。やむを得ずA4版を超える場合は、A4版サイズに折り込むこと。

印刷は両面印刷・カラー印刷とも可とする。文字のフォントやサイズは指定しないが、読みやすさに配慮すること。

提出書類一式は、左側に2穴パンチで穴を開け、「指定申請書」と「事業計画書」に分け、それぞれ1部ずつをファイルに綴じること。

ファイルの表紙及び背表紙には、本施設の指定管理申請書、指定管理事業計画書と記載し、正本・副本の別を明記すること。また、表紙及び背表紙の

下部に応募者の名称（グループの場合は、共同事業体の名称）を記載すること

第6 候補者の選定

1 選定方法

(1) 応募資格の確認

提出された申請書類に基づき、本市で応募資格を確認する

(2) 選定方法

外部の有識者による評価会議を開催し、公開プレゼンテーション、質疑応答を実施する。（原則公開）プレゼンテーション、質疑応答終了後、評価会議において別表2「指定管理者選定基準・評価項目」で示す項目に基づき評価を行う（非公開）

評価会議による評価及び意見聴取を基に、市として指定管理者の候補者を選定する

(3) 選定結果の通知及び公表

選定結果は、申請書類を提出した応募者に対して速やかに通知する。また、選定の経過及び結果は、指定管理候補者として選定した後、本市ホームページへの掲載等により公表する

2 評価項目

別表2「指定管理者選定基準・評価項目」のとおり

3 実績評価の次期選定への反映

今回指定管理者に選定された者が、次回指定管理者の選定に再度申請した場合、本市が指定期間（令和4年度から令和8年度）における管理運営の実績に応じて加減点を行う。ただし、次期指定管理の条件が今回と異なる場合は行わない場合もある。加減点を行う際は、毎年 of 年度評価をもとに最終年度に指定期間を通した総合実績評価を行う。

第7 協定書の締結

1 基本的な考え方

議会の議決を経て、候補者を指定管理者に指定するとともに、協定を締結する。なお、協定書の発効は令和4年4月1日とする

2 協定内容（案）

【基本協定】

- ・目的
- ・管理の基本方針
- ・用語の定義
- ・対象施設

- ・協定期間
 - ・管理業務の範囲
 - ・市が行う業務の範囲
 - ・管理業務の実施
 - ・再委託の禁止
 - ・権利譲渡禁止
 - ・管理施設の改修等
 - ・緊急時の対応
 - ・情報管理
 - ・情報公開
 - ・事業計画書
 - ・事業遂行の記録等
 - ・利用者アンケートの実施
 - ・業務報告書
 - ・業務遂行確認
 - ・管理業務の評価、指導
 - ・業務の改善勧告及び指示
 - ・指定の取り消し
 - ・指定管理料の支払い
 - ・使用料等の取り扱い
 - ・損害賠償等
 - ・第三者への賠償
 - ・保険
 - ・リスク分担
 - ・不可抗力発生時の対応等
 - ・不可抗力により発生した費用等の負担
 - ・公の施設の災害時の利用
 - ・暴力団等の排除
 - ・障がい等を理由とする差別の禁止
 - ・業務の引き継ぎ等
 - ・原状復帰義務
 - ・備品
 - ・消耗品
 - ・備品等の扱い
 - ・協定の変更
 - ・協定外の事項
 - ・解釈
 - ・疑義についての協議
 - ・裁判管轄
- 【年度協定】**
- ・目的

- ・各年度の業務内容
- ・各年度の指定管理料
- ・支払いの留保
- ・支払いの特例
- ・自主事業の取扱い
- ・疑義等の決定

第8 モニタリング及び事業評価に関する事項

本施設の円滑な運営を確保し、指定管理業務の実施状況を確認するため、モニタリングを行う

1 事業報告書の提出

指定管理者は、事業報告（月次、年間等）を作成し、本市に提出します。書式は、本市と指定管理者で協議のうえ定める

2 利用者アンケートの実施

指定管理者は、施設利用者の利便性の向上等を図る観点から、アンケート等により、施設利用者の意見や要望等を聴取し、その結果及び業務改善への反映状況について市に報告すること

3 自主的な運営改善

施設運営をより良いものにしていくため、地域、利用者、有識者等と対話する場を設け、自主的に運営改善を図ること。（運営会議等）また、その結果及び業務改善への反映状況について市に報告すること

4 自己評価の実施

指定管理者は、協定書及び業務仕様書に定められた業務について、月報等に記録するなど、施設管理業務や自主事業の実施状況、施設の利用状況、苦情や要望の件数、収支状況等を把握し、自ら分析・評価を行う。自己評価の実施により、管理運営の見直しや業務の改善を行うこと

5 新潟市が行うモニタリングに関する事項（目標管理型評価書等）

本市は、指定期間中に業務内容、成果を把握し、市民サービスの向上に努めるため、指定管理業務について業務遂行状況の確認と目標管理型評価書による評価を行う。評価項目・評価指標は、仕様書別紙2のとおりですが、指定後、協議により、毎年度の評価項目と評価指標を協定書締結の際に定める。

なお、業務遂行状況の確認と評価の実施後、指定管理者の業務が業務仕様書等に定められた基準を満たしていないと判断した場合、新潟市は指定管理者が必要な改善措置を講じるよう、通知や是正勧告を行います。それでも改善が見られない場合は、指定を取り消すことがある。

また、雇用・労働条件については、従事者の労働意欲に影響を与え、市民サー

ビスの低下につながることも懸念されることから、労働実態調査を実施し実態を把握します。指定管理者は、適正な労働環境が維持できるよう努めなければならない

第9 その他

1 業務の継続が困難となった場合等の措置

不可抗力、本市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合は、事業継続の可否について協議を行う

2 賠償責任と保険加入

指定管理者の責めに帰すべき事由により損害が生じた場合は、指定管理者に損害賠償義務が生じることから、原則として指定管理者は、施設利用者等の身体・財物に対する損害賠償責任保険へ加入すること

3 災害発生時の対応

施設において、緊急事態が発生した場合は、利用者及び近隣住民の安全確保を最優先とし、被害、損害を最小限に抑えるため、事前に危機管理マニュアルを作成し、日常的に避難誘導訓練等の対応を行うこと

また、本施設は災害発生時において、指定避難所やボランティア活動拠点、物資集配拠点等として極めて重要な役割を担うことが想定されるため、開設準備等の初動対応も含め対応を求める可能性がある。なお、避難所等の開設に伴う費用負担は、別途協議する

4 遵守すべき関係法令等

本施設の管理、運営にあたり、関係法令等を遵守し、業務を遂行する必要があります。

- ・地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- ・労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- ・労働関係調整法（昭和 21 年法律第 25 号）
- ・最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）
- ・公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号）
- ・新潟市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 61 号）
- ・新潟市個人情報保護条例（平成 13 年条例第 43 号）
- ・新潟市情報公開条例（昭和 61 年条例第 43 号）
- ・新潟市行政手続条例（平成 9 年条例第 2 号）
- ・新潟市財産条例（平成 25 年条例第 5 号）
- ・新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例（平成 27 年新潟市条例第 49 号）
- ・新潟県公衆浴場の設置場所の配置及び衛星措置の基準等に関する条例（昭和 51 年条例第 34 号）
- ・公衆浴場における衛生等管理要領等の改正について

(平成 15 年厚生労働省告示第 264 号)

- ・レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針について
(平成 15 年厚生労働省健康局生活衛生課長通知)
- ・循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアルについて
(平成 13 年厚生労働省健康局生活衛生課長通知)
- ・新潟市地域保健福祉センター条例 (平成 9 年条例第 40 号)
- ・新潟市地域保健福祉センター条例施行規則 (平成 10 年規則第 20 号)
- ・新潟市新津育ちの森条例 (平成 16 年条例第 61 号)
- ・新潟市新津育ちの森条例施行規則 (平成 17 年規則第 66 号)
- ・その他管理運営に適用される法令等

5 業務の引き継ぎについて

指定期間終了時には、円滑かつ支障なく、業務を遂行できるよう業務引継書等を作成し、次期指定管理者に対して業務の引き継ぎを行う。引き継ぎに際しては、本市が立ち会い、引き継ぎの完了を示す書面を取り交わす

6 再委託先の労働条件の把握

指定管理業務を市の承認を得て労働集約的業務 (清掃や人的警備など、人による労働が中心となる業務) について第三者に再委託する場合は、再委託先から従事者配置計画や賃金支払い予定額を提出してもらい、再委託先においても労働や雇用条件が適切なものとなるよう確認すること

7 注意事項

- (1) 応募者は、申請書の提出をもって、本要項の記載事項を承諾したものとみなす
- (2) 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とする
- (3) 申請書類を提出した後は、内容変更をすることはできない
- (4) 応募者一団体に付き、提案は一案とすること
- (5) 応募に関して必要となる一切の費用は、応募者の負担とする
- (6) 応募書類は、理由の如何を問わず返却しない
- (7) 応募書類は、情報公開請求対象文書となる
- (8) 本市が必要と認める場合は、追加で書類の提出を求めることがある
- (9) 応募者が提出する書類の著作権は、応募者に帰属します。本誌は応募者の提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする
- (10) 応募者は評価会議の委員、本市職員並びに本件関係者に対して、本件応募についての接触を禁じる。接触の事実が認められた場合には失格となることがある
- (11) 応募書類の内容については、必要に応じ関係機関へ照会する場合がある
- (12) 選定結果の公表に際して、応募者名及び採点結果を公表する
- (13) 書類提出後に応募を辞退する場合は、様式 13「辞退届」を提出すること
- (14) 市議会の議決を経るまでの間に指定管理者に指定することが著しく不

適当と認められる事項が生じたときは、指定管理者に指定しないことがある。

なお、市議会の議決が得られなかった場合及び否決された場合においても、当該施設に係る業務及び準備のために支出した費用等については、一切補償しない。

また、指定管理者が行う施設の管理の適正を期するために本市が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理業務の全部または一部の停止を命じることがある。

本市は、指定管理者の指定を取り消した場合、第2順位の交渉権者と協議を行うことがある

第10 問合せ・提出先

新潟市秋葉区健康福祉課 地域福祉担当

住所：〒956-8601

新潟市秋葉区程島 2009 番地

電話：0250-25-5665 FAX：0250-22-8250

E-mail：kenko.a@city.niigata.lg.jp

第11 資料等

- 1 別表1 提出書類一覧
- 2 申請書様式1～13
- 3 別表2 指定管理者選定基準・評価項目
- 4 業務仕様書等
- 5 新潟市地域保健福祉センター条例の一部改正 新旧対照表
- 6 新潟市新津育ちの森条例の一部改正 新旧対照表

別表1 提出書類一覧

以下に指定する部数の書類のほか、提出するすべての書類の電子データを格納したCD-R1枚を併せて提出してください。

(1) 指定申請書【提出期限：令和3年9月22日（水）午後5時まで】

グループ（共同事業体）で応募の場合、②～⑨について構成団体ごとに作成し、インデックスで仕切る等してファイルに綴ってください。

書類名所	様式	提出部数		備考
①指定申請書	様式1	正本1		グループで応募の場合は、共同事業体として指定申請書を提出するとともに、様式2、様式3を提出してください。
※共同事業体協定書兼委任状	様式2	正本1		
※共同事業体連絡先一覧	様式3	正本1		
②団体の概要（団体等の設立趣旨、概要がわかる書類）	様式4	正本1	副本10	
団体のパンフレット等	任意	正本1		様式4以外にパンフレット等があれば、正本にのみ1部添付してください。
③定款、寄付行為、規約等	任意	正本1		法人以外にあっては、これらに類する書類を提出してください。
④登記簿謄本（法人の場合）		正本1		登記事項証明書は登記所で交付を受けたもの。
⑤申請者の役員等の一覧表	様式5	正本1		提出された名簿は、暴力団排除の観点から新潟県警察本部へ照会します。
⑥誓約書	様式6	正本1		欠格条項に該当しない旨の誓約書
⑦団体の事業計画書、収支予算書（申請書提出日の属する事業年度のもの）	任意	正本1	副本10	
⑧団体の直近3事業年度分の以下の書類の写し一式 （結成から3事業年度経過していない場合は、結成時以降のもの）	任意	正本1	副本10	当該財務関連資料は、募集要項第1-3について判断するための資料として使用します。
法人税確定申告書				
決算報告書 （貸借対照表、損益計算書、販売費および一般管理費の内訳書）				
株主資本等変動計算書				
勘定科目内訳書、事業概況書（法人税確定申告書に添付したもの）				
⑨国・新潟県・新潟市へ納めるべき税等の未納がないことを証明する書類 （直近1か月分） （新潟県、新潟市に納税義務がない場合は、本社の所在する都道府県、市区町村に納めるべき税等の未納がないことを証明する書類）		正本1	副本10	※国税については、納税証明書その3の3（「法人税と消費税及び地方消費税」に未納の税額がないことの証明） ※税務申告書に関しては、税務署の文書收受印があるもの。電子申告の場合は、受付時間が明記されているもの。
⑩労働実態審査チェックシート	様式7	正本1		

(2) 事業計画書【提出期限：令和3年10月1日（金）午後5時まで】

書類名称	様式	提出部数		備考
①事業計画書（概要版） （A4版、縦2ページ以内）	様式8	正本1	副本10	公表できる内容で作成してください。傍聴者への配布や、議会での説明資料等に使用します。 （様式8に記載されている順番に従い、項目すべてを簡潔な形で記載。様式9の収支概要についても記載。）
②事業計画書（詳細） （A4版、縦30ページ以内）	様式9	正本1	副本10	評価項目に記載されている順番に従い、項目すべてについて提案してください。
③当該施設の管理に関する収支計画書、収支計画書積算内訳書		正本1	副本10	提案額は、消費税及び地方消費税を含んだ金額で提出してください。 積算内訳書（積算根拠がわかるもの）は任意
収支計画書（年度別の詳細）＜指定管理業務会計＞	様式10-ア			様式9-ウの金額を転機
収支計画書（年度別の詳細）＜自主事業会計＞	様式10-イ			様式9-エの金額を転機
収支計画書（年度ごとの詳細）＜指定管理業務会計＞	様式10-ウ			年度ごとにそれぞれ作成
収支計画書（年度ごとの詳細）＜自主事業会計＞	様式10-エ		年度ごとにそれぞれ作成	
④公開プレゼンテーション用資料	任意	正本1	副本10	プレゼンテーションは原則公開で行います。資料は公表できる内容で作成してください。

別表 2

新潟市新津健康センター・新潟市新津育ちの森 指定管理者選定基準・評価項目

選定基準・評価項目		評価基準	配点	評価対象等
○施設の平等利用の確保				
評価項目	経営理念・基本方針、申請の動機	<ul style="list-style-type: none"> ・公の施設の管理運営にふさわしい内容であるか。 ・申請の動機は、本市の施策や施設の設置目的等をよく理解し、それに寄与するものであるか。 	10	事業計画書 1
	施設の管理運営方針	施設の管理運営が適切に行われ、利用者の平等利用が確保される提案となっているか。	10	事業計画書 2
○施設の効用を最大限に発揮し、管理経費の縮減が図られる				
評価項目	利用の増加への取り組み、情報発信・広報	事業計画は施設の利用増加につながる内容となっているか。また、本市の施策、施設の設置目的等を達成するため、市民に対する効果的な広報を行うための工夫がみられるか。	15	事業計画書 3
	利用者サービスの取組	本施設がより利用しやすい施設となるよう、利用者サービスに関する取組が具体的に提案されているか。	10	事業計画書 4
	ニーズの把握に向けた取組及び管理運営への反映	利用者や地域等の意見・要望を積極的に把握するとともに、その後の管理運営に反映させる事業展開となっているか。また、苦情等への対応は適切に行われるか。	10	事業計画書 5
	施設の管理運営、予算の範囲内での適正な執行、管理経費削減の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・経費削減の取組が具体的に提案されており、実現可能と見込めるか。 ・提示された指定管理料の範囲内において、施設の管理運営にかかる経費が適正に見込まれており、収支計画が適正であるか。 	10	事業計画書 6
	自主事業の提案内容	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の特性を十分活かし、さらに魅力増進につながる内容となっているか。また、複合施設の特性を活かした多世代交流等を期待できるか。 ・自主事業収入が、施設の管理運営に充当され、市の歳出の削減につなげる見込みがあるか。 	10	事業計画書 7
○事業計画に沿った管理を安定して行う能力				
評価項目	従事者の雇用・労働条件・人員配置	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の管理運営に必要な人数が適正に見込まれ、労働関係法令等に抵触することのない雇用・労働条件になっているか。 ・多様化するニーズに対応できる体制の構築と専門性のある人材が確保されているか。 ・働きやすい職場環境づくりや女性の登用など、ワーク・ライフ・バランス等の推進に取り組んでいるか。 	10	事業計画書 8
	人材育成・業務改善	本施設に即した人材育成計画となっているか。	5	事業計画書 9
	安全管理の対策、緊急時の対応	危機管理マニュアルの作成、利用者及び近隣住民の安全管理（災害、事件・事故等）の対応等は具体的に提案されているか。	5	事業計画書 10、11
	地元経済振興及び雇用確保	<ul style="list-style-type: none"> ・地元経済振興及び雇用確保に貢献しているか。 ・地域との連携について具体的に提案されているか。 	5	事業計画書 12
合計			100	